

展示又は輸送に関する基準

○動物の展示又は輸送の方法に関する事項		(基準省令第3条第5号)
イ	<p><u>展示業者</u>にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して<u>犬又は猫の展示</u>を行う場合にあつては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。</p>	
ロ	<p>動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。</p>	
	(1)	輸送設備は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。
	(2)	輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。
	(3)	必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
	(4)	動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
	(5)	動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。
	(6)	衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。
	(7)	<u>譲渡業者及び貸出業者</u> にあつては、その飼養施設に輸送された <u>犬又は猫</u> については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。